

広島県選挙管理委員会告示第十三号

公職選挙事務取扱規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年四月一日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

公職選挙事務取扱規程等の一部を改正する規程

(公職選挙事務取扱規程の一部改正)

第一条 公職選挙事務取扱規程（昭和三十四年広島県選挙管理委員会告示第十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第三十七条第二項」の下に「（法第四十一条の二第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「選任」の下に「第一項（令第四十八条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を、「及び」の下に「同条第二項の規定による」を加える。

第十五条の二第一項中「第四十八条の二第二項」を「第四十八条の二第五項」に改める。
第十七条中「及び第二項」の下に「（法第四十一条の二第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第十七条の二中「第四十八条の二第二項」を「第四十八条の二第五項」に改める。

第十八条本文中「第四十条（投票所の開閉時間）第二項」の下に「（法第四十一条の二第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を、「次の事項」の下に「（共通投票所にあつては、第三号及び第五号に掲げる事項を除く。）」を加え、同条第一号中「投票所名」の下に「（共通投票所にあつては、当該共通投票所の名称）」を加え、同条第二号中「選挙人の投票に支障をきたさないと認められる特別の事情」の下に「（共通投票所にあつては、必要があると認める事情）」を加える。

第二十条第二項中「かぎ」を「鍵」に改める。

第二十一条中「投票所又は法第四十八条の二の規定による投票所」を「投票所、共通投票所又は法第四十八条の二の規定による投票所」に改める。

第二十二条中「第七号様式に」の下に「、共通投票所には別記第七号の二様式に」を加え、「第七号の二様式に準じて」を「第七号の三様式に準じて」に改める。

第二十三条第一項中「投票所は別記第八号様式に」を「投票所及び共通投票所は別記第八号様式に」に改める。

第二十四条及び第二十五条中「投票所及び期日前投票所」を「投票所、共通投票所及び期日前投票所」に改める。

第二十七条中「投票所」の下に「又は共通投票所」を加える。

第二十九条中「投票所及び期日前投票所」を「投票所、共通投票所及び期日前投票所」に改める。

第三十一条第一項中「第四十条（選挙人の宣言）の宣言書（次項の宣言書を除く。）」を「第四十条（選挙人の宣言）第一項（令第四十八条の三の規定により読み替えて適用さ

れる場合を含む。）の規定による宣言書」に改め、同条第二項中「令第四十条（選挙人の宣言）」を「令第四十九条の七の規定により読み替えて適用される令第四十条（選挙人の宣言）第一項」に改める。

第三十五条第一項中「第五十九条の四（郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付）第三項」を「第五十九条の四（郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付）第四項」に改める。

第四十条の見出し及び同条第一項中「かぎ」を「鍵」に改め、同項中「投票区名」の下に「（共通投票所にあつては、当該共通投票所の名称）」を加える。

第四十条の二の見出し及び同条第一項、第四十四条並びに第五十三条第一項中「かぎ」を「鍵」に改める。

別記第五号様式及び別記第六号様式中「（選挙）区」の下に「（共通投票所）」を加える。

別記第七号の一様式を別記第七号の二様式とし、別記第七号様式の次に次の二様式を加える。

第七号の一様式（第二十一條）

何 選 挙 何 共 通 投 票 所

別記第九号様式中「投票所」の下に「（共通投票所）」を、「投票区」の下に「（共通投票所）」を加える。

別記第十二号様式（在外選挙人以外の不在者投票用）備考3を次のよう改める。

- 3 「請求方法」の欄は、選挙人が「直接」又は「郵便等」で請求した場合は、その旨を記載し、選挙人が「船長」、「病院の院長」、「老人ホームの長」、「原子爆弾被爆者養護ホームの長」、「国立保養所の所長」、「身体障害者支援施設の長」、「保護施設の長」、「刑事施設の長」、「留置施設の留置業務管理者」、「少年院の長」、「少年鑑別所の長」、「婦人補導院の長」、「特定国外派遣組織の長」又は「南極地域調査組織の長」を通じて請求した場合はその旨を記載すること。
- 別記第十三号様式中「投票所」の下に「（共通投票所）」を加える。
- 別記第十七号様式第8表（その2）を次のよう改める。

区町村

郡市

計

南極地域調査組織の長に対してなしたもの

特定国外派遣組織の長に対してなしたもの

少年院の長、少年鑑別所の長又は婦人補導院の長に対してなしたもの

刑事施設の長又は留置施設の留置業務管理者に対してなったもの

病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長又は保護施設の長に対してなしたもの

選挙人の属する市区町村の選管委員長に対してなしたもの	選挙人が所在・居住する地の市区町村の選管委員長に対してなしたもの	船長に対してなしたもの	病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長又は保護施設の長に対してなしたもの	刑事施設の長又は留置施設の留置業務管理者に対してなったもの	少年院の長、少年鑑別所の長又は婦人補導院の長に対してなしたもの	特定国外派遣組織の長に対してなしたもの	南極地域調査組織の長に対してなしたもの

(その2) 不在者投票管理者別投票数に関する調

(公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部改正)

第二条 公職選挙法による選挙運動等に関する規程（昭和三十四年広島県選挙管理委員会告示第十三号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項中「第一百七十五条（投票記載所の氏名等の掲示）第一項」の下に「（法第四十一条の二第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項及び第五十六条において同じ。）」を加える。

（海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程の一部改正）

第三条 海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程（昭和三十五年広島県選挙管理委員会告示第十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「法第四十条（投票所の開閉時間）第一項但書」を「法第四十条（投票所の開閉時間）第二項（法第四十一条の一第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」に、「漁業法施行令第六条（投票所の開閉時刻）第二項」を「漁業法施行令第六条（投票所の開閉時刻）第三項又は第六条の二（共通投票所の開閉時刻）第三項」に改める。

別記第一号様式第4表（ハセニ）を次のものに改め。

(その2) 不在者投票管理者別投票数に関する調査	
選舉人の市 属する市 町村の員 員に対し たもの	選舉人が居 所する市 町の市 区運管に てな るもの
船長に対 してな したもの	病院の院 長、老人 ホームの 長、原子 爆弾被爆 者、義護 ム、國立 派遣業 務管理 者にてな るもの
病院の院 長、老人 ホームの 長、原子 爆弾被爆 者、義護 ム、國立 派遣業 務管理 者にてな るもの	少年院の 長、少年 鑑別所の 婦人補導 院にてな るもの
病院の院 長、老人 ホームの 長、原子 爆弾被爆 者、義護 ム、國立 派遣業 務管理 者にてな るもの	特定国外 派遣組織 の長に対 してな るもの
病院の院 長、老人 ホームの 長、原子 爆弾被爆 者、義護 ム、國立 派遣業 務管理 者にてな るもの	南極地域 調査組織 の長に対 してな るもの
病院の院 長、老人 ホームの 長、原子 爆弾被爆 者、義護 ム、國立 派遣業 務管理 者にてな るもの	計

この規程は、公布の日から施行する。

附 告